

久慈市告示第5号

職員等の公益通報の処理に関する要綱を次のように定め、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月2日

久慈市長 遠藤 譲 一

職員等の公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、本市の法令違反行為等に関する職員等からの通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、本市の法令遵守を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び上下水道部（以下「市長部局等」という。）に所属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の職員
- (2) 市長部局等に所属する職員であった者（前号に該当する者を除く）で、他の任命権者に引き続き任用されている職員又は任命権者の要請に応じて退職し、国、他の地方公共団体等に引き続き職員として任用されているもの
- (3) 市長部局等との契約又は協定に基づいて市長部局等の事業に従事する事業者の役員又は従業員
- (4) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員又は従業員
- (5) 通報の日前一年以内に前各号に掲げる者であったもの

2 この告示において「公益通報」とは、職員等が、市の事務の管理、運営、執行等に係る、次の各号のいずれかに該当する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、内部公益通報窓口等に通報することをいう。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがある行為
- (2) 市民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保

等に重大な影響を与えるおそれがある行為

- 3 この告示において「公益通報者」とは、公益通報を行う職員等をいう。
- 4 この告示において「通報対応責任者」とは、職員等からの公益通報に対応する体制を整備し、通報対応業務を統括する者をいい、総務課長をもって充てる。
- 5 この告示において「業務従事者」とは、公益通報を受け付け、通報対応業務を行う者であり、かつ、公益通報をした者を特定させる事項を伝達されるものであって、通報対応責任者が公益通報対応業務従事者指定書(様式第1号)により指定したものをいう。
- 6 この告示において「内部公益通報窓口」とは、公益通報の受付及び調査等の公益通報に関する事務を処理する窓口をいう。

(公益通報者の責務)

第3 公益通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報してはならない。

- 2 公益通報者は、客観的事実に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。
- 3 公益通報者は、当該公益通報に係る第9の調査に協力しなければならない。

(内部公益通報窓口の設置等)

第4 通報対応責任者は、公益通報の受付及び調査等の公益通報に関する事務を処理するため、総務部総務課に内部公益通報窓口を設置する。

- 2 通報対応責任者は、総務課の職員で指名する者を業務従事者として定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、通報対応責任者は、総務課以外の者であっても、必要に応じて、公益通報対応業務を行わせ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達されるものを業務従事者として定めることができる。
- 4 通報対応責任者は、前2項の規定により業務従事者を定めるときは、書面により通知する。

- 5 通報対応責任者は、通報対応業務に関して、市長その他幹部に係る事案については、これらの者から独立性を確保する措置をとるものとする。

(業務従事者等の責務)

第5 業務従事者その他公益通報に係る事務に従事する者(以下「業務従事者等」という。)は、通報に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

- 2 業務従事者等は、公益通報者を特定させる事項を必要最小限度の範囲を超えて共有してはならない。
- 3 業務従事者等は、誠実かつ公正に公益通報に関する事務を遂行しなければならない。
- 4 業務従事者等は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者の探索をしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第6 通報対応責任者及び業務従事者等は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての公益通報対応業務に関与してはならない。

- 2 通報対応責任者及び業務従事者等は、公益通報対応業務の各段階において、相互間で当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該事実が判明した時点から公益通報対応業務に関与してはならない。

- (1) 通報対象事実の発覚及び調査の結果により、利益を害するおそれのある者
- (2) 通報者
- (3) 被通報者
- (4) 前2号に掲げる者の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族である者
- (5) 通報等に係る調査、是正措置等の検討又は実施を阻害するおそれがある者
- (6) その他利益相反関係を有する者として認められるもの

- 3 第2第4項の規定にかかわらず、市長は、通報対応責任者が利益相反関係を有する案件に係る通報であると認めた場合には、当該案件に限り、当該案件を処理することが適当と認める者を通報対応責任者として指定することができる。

(公益通報の方法)

第7 職員等は、公益通報をしようとするときは、公益通報書（様式第2号）により、電子メールまたは封書により行うものとする。

(通報の受付)

第8 業務従事者は、通報を受け付けた場合において、当該通報が第2第2項に該当する場合は、内部通報受付票（様式第3号）によりこれを受理するものとする。

- 2 業務従事者は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しない時は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 3 業務従事者は、通報を受理したときは、通報者に対する不利益な取扱いのないこと及び通報者の秘密は保持されることを説明することとする。
- 4 業務従事者は、通報を受理したときは通報対応責任者へ報告するとともに、必要に応じて速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(内部調査の実施)

第9 通報対応責任者は、通報を受理したときは、第8第4項により受けた指示に基づき、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を行うこととする。

- 2 通報対応責任者は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、公益通報者に対し通知するものとする。
- 3 通報対応責任者は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うこととする。
- 4 通報対応責任者は、調査に当たっては、必要に応じて、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の説明を求めることができる。
- 5 業務従事者は、調査結果を通報対応責任者及び市長に報告するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第10 通報対応責任者は、第9第5項による調査結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

- 2 通報対応責任者は、前項の是正措置を講じたとき又は通報対象事実がないときはその旨を通報者に対し速やかに通知するものとする。
- 3 通報対応責任者は、第1項の是正措置が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合は、追加の是正措置等を講じるものとする。

(公益通報者の保護)

第11 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

- 2 通報対応責任者及び業務従事者は、通報者に通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。
- 3 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受ける

おそれがあると判断したときは、市長に対して第7の方法によりその旨の通報を行うことができる。

4 通報対応責任者は、前項の通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

5 市長は、公益通報者に対する不利益な取扱いが行われた場合は、当該行為を行った者に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとることができる。

(通報関連資料の管理)

第12 通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、保存期間を当該処理の完了後5年間とする。

(運用状況の公表)

第13 通報対応責任者は、この告示に基づく通報件数等の運用状況について、別に定める方法により、毎年度その概要を公表するものとする。

(研修等)

第14 通報対応責任者は、職員等に対して、定期的に公益通報者保護法及び内部通報対応体制に関する研修を行うこととする。

2 通報対応責任者は、業務従事者に対して、この告示の適切な運用を確保するため、定期的に研修を行うこととし、その実施に当たっては、特に通報をした者を特定させる事項の取扱いについて留意することとする。

(制度の周知等)

第15 通報対応責任者は、本市における通報等への適切な対応を推進するため、職員等に対する説明の実施その他適切な方法により、法及びこの告示に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者の保護の仕組み等について、周知するものとする。

2 内部公益通報窓口は、通報等の方法及び取扱い並びに通報者の保護の仕組みについて職員等から問い合わせがあった場合には、教示するものとする。

(対応体制の改善)

第16 通報対応責任者は、この告示に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行い、必要に応じて改善策を講ずるものとする。

(補則)

第17 この告示に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。